

資料編 1 板橋区産業振興構想

1 板橋区産業振興構想策定の意義

(1) 板橋区基本構想の策定

板橋区は今年度（平成 17 年度）、今後おおむね 20 年後の将来像を想定した新たな基本構想を策定し、板橋区の将来の姿を、「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」と描いている。

板橋区基本構想は、区民一人ひとりの健康と生活を大事にするとともに、地域のふれあいや産業の活力を手段として、安全でうまいのあるまちづくりをめざすものである。

特に産業の分野においては、「こころ豊かなふれあいと活力のあるまち（人々の交流と活力ある産業に支えられた地域社会）」を区が取り組む施策の方向として示し、具体的には、「産業が発展するまち」、「地域資源を生かした新たな産業を創造するまち」の実現をめざしている。

(2) 板橋区産業をめぐる環境変化

板橋区は、古くから産業の盛んな都市で、現在でも工業は、従業者数、製造品出荷額、付加価値額において 23 区中第 2 位を占めている（平成 15 年工業統計）。

また、都内有数の工場集積地域であり、23 区の中で随一の内陸部における工業専用地域を有する。また、全国でも珍しい地区計画における産業育成街区も有している。

しかし、産業を取り巻く社会経済状況は、大きな変化に遭遇している。

少子高齢化の進展による人口減少社会への移行、経済のグローバル化の進展による人や資本の国境を越えた移動、情報化の進展による地理的・時間的な距離の消滅、新たなビジネス市場の発生、地球温暖化の深刻化などの環境問題など様々な変化に直面している。

また区内産業については、次のような課題がある。

工業では、親企業、関連企業の生産機能の海外移転による集積の低下、海外技術の向上等による競争激化、工場跡地へのマンション建設による操業環境の悪化、企業の存続や技能継承を図るための人材確保などである。

商業では、池袋等の商業集積地への購買力の流出、工場跡地等への大型店の進出による周辺商店街の売り上げの低下や客の流れへの影響など、農業では、農地確保の問題、後継者難等により、生産農家や農地の減少傾向が続いている。

このような産業を取り巻く環境変化と課題に対応するため、平成 17 年 4 月、板橋区は「板橋区産業活性化基本条例」を制定し、活性化の基本的方向を定めた。

板橋区産業振興構想は、板橋区産業の将来像を明確にし、産業活性化の方策を示すものである。また、板橋区基本構想に示された板橋区の将来の姿を、産業の側面から実現する方策を示すものである。

2 板橋区産業活性化の基本方針

「板橋区産業活性化基本条例」第 3 条に定める産業活性化の基本方針に基づき、次のとおり産業の振興を図る。

(1) 事業者自らの創意工夫によって自律的な発展を促進する

事業者が新技術・新製品の開発、経営革新を自主的に行うことによって、板橋区の産業は常に活性化した状態を継続させることができる。

事業者が、様々な社会経済状況の変化に的確に対応し、経営革新に挑戦することが産業活性化の基本である。

(2) 生活及び産業が調和したまちづくりを推進する

板橋区は、商業、工業、サービス業、農業、建設業、運輸と多

様な業種を有する産業のまちであるが、一方では、50万人を超える人々が生活するまちでもある。さらに河川、公園や農地などの豊富な自然も残っている。

板橋区産業を活性化させるためには、これまで以上に操業環境と生活環境の調和を目指したまちづくりが必要である。

(3) 地域資源を積極的に活用して新たな価値を創造する

板橋区には多様な産業が集積するほか、5つの大学、短大や医療機関、研究機関も数多く立地し、知的資源の集積拠点ともなっている。

このように、板橋区には豊富な地域資源が存在するが、これまでは資源間の効果的な連携が不足していた。これら資源を効果的に結ぶことにより、産業活性化の可能性が一層高まる。

今後は、工業、商業はもとより農業も含めたすべての産業分野と大学等の知的資源、さらには自然環境を含めた様々な地域資源を積極的に活用するとともに、これらの連携を通じて、相互に潜在力を高めることが必要である。このような動きをさらに拡げて、国内はもとより海外の地域とも積極的に連携する方向も視野に入れておく必要がある。

(4) 事業者を中心に、区民及び区が一体となって産業の活性化に努める

板橋区産業の活性化のためには、事業者自らの努力が第一であるが、事業者を中心に、区民、大学、行政等が一体となって協働し、産業活性化に努める必要がある。

また、区民も産業の必要性を理解することも必要であり、事業者においても企業市民として、様々な地域貢献を通し、地域に存在することが認められるよう努めていかねばならない。

3 板橋区産業の将来像

板橋区基本構想で示された区の将来の姿を実現するため、「板

「橋区産業活性化基本条例」の基本方針に基づき、板橋区産業の将来像を次のように定める。

夢に形を 産業文化都市 いたばし

- 産業が、区民の夢、企業の夢、地域の夢を実現する
- 地域から生まれた板橋区の文化が産業を刺激し、革新する
- 新しく生まれた技術、製品、企業、ビジネスが区民の生活、地域をさらに豊かにする

4 将来像実現のために

- ◆新産業の育成～健康、環境、光・色彩～
- ◆産業支援施策の強化

板橋区産業をめぐる厳しい環境の中で、板橋区の産業が持続的に発展していくためには、技術、経営を磨くことはもちろんであるが、新たな付加価値が必要となる。

その付加価値を生み出すものは、区民、事業者、企業の創造力であり、その創造力を生み出すものは、その国や地域の文化である。

産業も文化も人々が集い、活動し、賑わうことによって生まれるもので、産業と文化の関係は密接である。

板橋区産業にイノベーション^{*}を起こし、高い付加価値を実現していくためには、文化の視点も合わせて持つことが重要である。こうした視点から産業の活性化を継続し、「産業文化都市いたばし」を実現させるために、板橋区の地域資源を効果的に活用し、区民や社会の要求に対応する新産業を戦略的に育成するとともに（新産業の育成）、現在ある産業の活動基盤を支援するしくみを整備する必要がある（産業支援施策の強化）。

この二つの方策は、相互に密接に関係し、新産業の育成によって新たな産業支援施策の必要性が生まれ、他方で、産業支援施策の強化を図ることで、新産業の育成がより促進され、活性化の連鎖が生まれる。

*イノベーション：1 新機軸。革新。2 新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。また、狭義には技術革新の意に用いる。

(1) 新産業の育成

①新産業育成のためのテーマ設定

これまでの板橋区の産業活性化は、主に工業、商業、農業など個々の産業を対象とし、課題、対応策を考え、実施してきたが、板橋区産業の活性化を図るためには、総体として産業をとらえる新しい発想、切り口が必要である。

現在、心身の健康や地球環境を大切にする新しいライフスタイルが生まれている。それは、値段が多少高めでも有機野菜や省エネ製品を選んで買う、環境問題に熱心な企業の株を買うといった、自分自身も社会も持続可能なものとするため行動するというものである。この新しいライフスタイルは、高齢社会においても注目され、広く受け入れられている。これからは「健康」「環境」が産業としても成長が期待される。

また、産業自体のあり方も、従来親会社・大企業を頂点とした「垂直型産業組織」構造に限界が現れ、地域の人的、組織的、物的資源のネットワークを核としたイノベーションを起こしていく方向へとその転換が求められている。この地域型の産業イノベーションには、地域資源に根ざし、それを活用することが必要であり、板橋区においては基幹産業とも言える「光・色彩」（光学、印刷等）分野の産業がふさわしい。

このように産業振興構想では、区民、社会の要求に対応するとともに、板橋区の資源を効果的に活用できるテーマを設定し、新産業として育成していく。

健康 ～高齢社会の生活スタイルを提案する産業～

現在、医療・介護・スポーツ・健康食品などは、医療関連 41兆5千億円、健康増進関連 5兆7千億円、介護・福祉関連 6兆4千億円等総額 56兆円の市場規模を有する巨大な産業を形成している（出典：平成16年経済産業省「新産業創造戦略」）。

また、高齢社会とは言え、全体の9割近くが元気な高齢者であることから、国は、介護・医療・福祉分野のみならず、スポーツ、健康食品等を含めた幅広い関連分野の連携による産業の育成策を講じるとしている。

板橋区には大学病院、公立病院等多くの病院や都立老人総合研究所など先進の研究所もあり、健康に係わる区内産業として、製造業では健康機器、食品、医薬品メーカー等が存在している。

農業では、地産地消による食の安全の確保、商業（商店街）では、高齢社会の進展に伴い健康商品・サービスを提供する商店やヘルシーレストランの开店などの動きもある。

商店街や農業と観光については、「健康」をキーワードにした、新しい商店街づくりやそれを結んだ観光ルートの開発などの可能性がある。

また、板橋区と北区は、地域資源を活用した健康・医療・福祉関連の新製品の開発を目的とした「KICCプロジェクト」^{※1}を実施している。

健康は産業の様々な分野が協働・連携しやすく、区民（消費者）の支持が受けやすい産業分野であり、板橋区の地域資源を活かすうえから、地域産業の活性化のテーマとして相応しいものである。

＜期待される健康産業分野＞ ※医療行為は除く

- ・健康づくり（一次予防）…健康食品、ダイエット食品、健康食レストラン、健康ショップ、健康料理教室、栄養チェックサイト、健康野菜づくり、アロマセラピー^{※2}等癒しグッズ、マッサージ、スパ^{※3}、フィットネスクラブ、マッサージ機器、健康・スポーツイベント
- ・健康管理（二次予防）…カロリー、体脂肪、血圧チェック測定器、IT健康診断、栄養診断、健康情報サイト
- ・医療・リハビリ（三次予防）…医薬品、介護ロボット、医療・遠隔医療機器開発、病院食、介護食の開発、リハビリテーション、カウンセリング、温泉療法

※1：KICC プロジェクト（Kita/Itabashi/Cluster/Community：北区／板橋区における地域資源活用型産業活性化プロジェクト）＝北区・板橋区において、企業、研究機関、人材などの地域資源を有機的に結合させ、地域課題の解決に取り組む事業。現在、健康・医療・福祉産業の分野で新製品の開発などを行っている。

※2：アロマセラピー＝芳香療法。薬草・花などの香りの成分を用いて、神経の鎮静やストレスの軽減を図り、心身の健康を保たせようとするもの。アロマセラピー。

※3：スパ＝鉱泉。温泉。また、それを中心としたリラクゼーション施設

環境 ～持続可能な社会を形成する～

板橋区は全国に先がけて「エコポリスセンター」を開設し、環境教育・環境保全技術の公開など環境行政において先導的役割を果たしている。

また、板橋区の商店・事業者の多くは、既にリサイクル、ごみの減量化、省エネなど環境に配慮した活動に取り組んでおり、環境に負荷を掛けない省エネ製品を扱うエコショップも開店している。

区民にとっても、ごみの分別処理や環境に負荷をかけない省エ

ネ製品の選択など、環境への配慮は生活の基礎となりつつある。環境関連ビジネスは、京都議定書の発効後、温室効果ガスの排出量削減が国際的な責務になったことから、環境対策のコスト負担が広く認識されるようになり、今後の市場の拡大が見込まれている。

全国に先駆けて「エコポリス板橋」の実現をめざす板橋区は、環境産業を積極的に育成していく必要がある。

<環境関連ビジネスの例示>

- ・公害対応…大気・水質・土壌汚染測定防止装置、汚染土壌浄化
- ・廃棄物適正処理…廃棄物焼却、中間処理施設、最終処分施設、有害廃棄物処理
- ・エコ物質…生分解性樹脂^{*1}・潤滑油、酸化チタン（光触媒）^{*2}、植物性インク
- ・環境調和型建築物…省エネ住宅、屋上・壁面緑化、中水道・雨水利用
- ・新エネルギー…自然エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、波力発電、海洋温度差発電）、水素エネルギー、廃棄物エネルギー（固形燃料、バイオマス^{*3}）
- ・省エネルギー…低公害車、廃熱発電システム、ヒートポンプ、排熱・未利用エネルギー活用システム
- ・自然回復・復元…緑化・植林、ビオトープ^{*4}、人口渚、土壌改良
- ・環境コンサルティング…環境マネジメントシステムの構築支援、汚染土壌（工場）不動産評価、環境調査・分析・評価事業
- ・環境情報公開…環境報告書、環境会計
- ・その他…エコファンド^{*5}、エコショップ・通信販売、中古市場、エコツアー

*1：生分解性樹脂＝使用中は従来の樹脂と同程度の機能を保ちながら、使用後廃棄されたとき、自然界に存在する微生物の働きによって低分子化合物に分解され、最終的には炭酸ガスと水に完全分解される高分

子素材

- ※²：触媒は「それ自身は変化することなく化学反応を促進する物質」とされ、光触媒は光があたると触媒になる物質のこと。この物質と光の化学反応が光触媒作用である。最近注目を集めている光触媒は、二酸化チタン（TiO₂）という物質で、普通、単純に酸化チタンと呼ばれている。酸化チタン光触媒の一般的機能としては、汚れの分解、消臭、抗菌、有害物質の除去、ガラス・鏡の曇り防止、防汚などがある。
- ※³：バイオマス＝生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること。また、その生物体。
- ※⁴：ビオトープ＝生物群集が存在できる環境条件を備える地域。生物群の生息場所。
- ※⁵：エコファンド＝環境配慮に力を入れたり、自らエコビジネスを展開するなど環境問題に積極的に取り組む環境関連優良企業（エコエクセレントカンパニー）を対象に、その企業の銘柄の株を買う投資信託のこと。

光・色彩 ～進化する板橋の地域産業～

かつて光学・精密機械は区の花形産業で、双眼鏡、単眼鏡などの分野で、一時期板橋区は日本の主要精密機械輸出の70%を出荷していた。

その後、区内の光学製造業は様々な製品製造へと変遷していったが、現在でも、胃カメラ、光学測定器、天体望遠鏡、フィルターなどに携わる企業集積があり、板橋区産業の原点となっている。

また、現代は、色を忠実に再現するディスプレイ、印刷などが求められる時代であり、印刷及び印刷関連業出荷高が全国区市町村の中で第1位である板橋区には、高度な技術を有する企業の集積もある（平成15年工業統計調査）。

「光・色彩」は板橋区の製造業、印刷業など多くの産業が連携でき、また、成長力もある市場として発展が期待される分野である。

＜光産業の動向＞

- ・現在の市場動向…ディスプレイ・照明、情報通信、入出力、光メモリ、胃カメラ等医療機器、光エネルギー
- ・今後発展が期待される分野…光パケットスイッチ^{※1}、3D ディスプレイ、シート型ディスプレイ、光触媒、太陽光発電、光農業等

＜印刷産業の動向＞

- ・印刷関係…書籍・雑誌等の印刷、カタログ・チラシ・各種報告書・ポスターなどの商業印刷、プリクラ（デジタルデータを染料で出力）・コンピュータデータ出力、床材・壁材、建具・家電製品・車や楽器などの立体物への印刷
- ・エレクトロニクス関係…CRT^{※2}や IC チップス、液晶ディスプレイ用カラーフィルター、磁気・IC カード等のエレクトロニクス関連及び関連機器や資材の開発、システム構築

※1：パケット＝コンピュータでいうデジタル情報のひとまとまり。また、それを単位としてデータ通信を行う方法。回線の有効利用や大量通信ができる。

※2：CRT＝カソードレイ・チューブ【cathode-ray tube】1897年ブラウンによって発明された表示用電子管。陰極線管。ブラウン管。

②新産業育成プロジェクトの推進

板橋区が今後、新産業として育成をめざす「健康」「環境」「光・色彩」の3テーマは、板橋区の地域資源を活用して多くの産業が連携でき、成長性があり、かつ、地域・社会に貢献できるものである。

内外の企業や大学、研究機関、地域商店街の力を結集して、これらの産業を板橋区産業の特色として育成していくために、次の4つの方策の推進が必要である。

新産業育成プロジェクトロードマップ

項目	事業名	役割分担					実施時期		
		企業・商店街	産業団体	大学等	NPO等	区 その他	短	中	長
新産業育成ゾーンの整備	新産業育成ゾーンの整備	○				○ 民間開発者等		←→	
	新産業育成プラザの整備			○		○ 研究機関等、民間開発者等	←→		
「健康、環境、光・色彩」商店街活動	健康商店街活動の展開	○	○	○	○	○ 区民	←→		
	環境商店街活動の展開	○	○	○	○	○ 区民	←→		
	光・色彩商店街活動の展開	○	○	○	○	○ 区民	←→		
「健康、環境、光・色彩」市場拡大・情報発信	関連市場拡大の促進・情報発信	○				○	←→		
	情報発信につながる象徴的なイベントの創設	○		○		○ 区外大学、研究機関等	←→		
「健康、環境、光・色彩」産業共同開発プロジェクトの推進	健康関連産業共同開発プロジェクト	○	○				←→		
	環境関連産業共同開発プロジェクト	○	○				←→		
	光・色彩関連産業共同開発プロジェクト	○	○				←→		

【新産業育成ゾーンの整備】

新河岸・舟渡地域周辺は、全国でも先進的な住工共存の賃貸工場ビルや企業活性化センター、さらには広範に広がる都区内地域で随一の工業専用地域などを有している。これらの施設や地域との有機的な連携を図り、「健康、環境、光・色彩」の3テーマの象徴的な拠点となる「新産業育成ゾーン」の整備を進めていく。

このゾーンの核として、3テーマに係わる産業を育成する機能が集約された「新産業育成プラザ」の整備を検討する。このプラザには、次のような機能が想定される。

* 研究開発機能

～ 3テーマに係るナノ・バイオテクノロジー等先端技術の研究開発拠点

* デザインセンター機能

～ 工業デザイン等支援センター（デザイン機能の紹介・交流・育成等）

* 試作・営業の受け皿機能

～ 3テーマの製品・技術・市場に関する区内外の先進的企業の試作・営業拠点の受け皿

* 開発交流機能

～ 3テーマの製品・技術・市場に関する異業種交流や産学連携、見本市展開の検討の場

* 賃貸工場機能

～ 3テーマ主体の企業誘致

* アンテナショップ連携拠点

～ 3テーマの製品・技術・市場に関するアンテナショップ^{※2}、活動の連携拠点

* ビジネスライブラリー

～ 3テーマ主体のビジネスライブラリー

新産業育成ゾーンの整備	実施主体：企業、区、民間開発者等	期間：中・長期	
新産業育成プラザの整備	実施主体：大学等、区、研究機関等	期間：短期	その他：各種支援制度の活用

※1：インキュベーター＝1 孵卵（ふらん）器。2（未熟児のための）保

育器。3 新規産業の企業を育成し、誘致するために、公共機関などが低コストで提供する施設。技術・経営関係のインキュベーションもあわせて提供する。

※2：アンテナショップ＝製造・流通業者などが、新製品などを試験的に販売する店。消費者の反応を調査して商品開発に役立てる。

【健康、環境、光・色彩商店街活動】

地域社会における商店街の役割と機能を高めるため、健康、環境、光・色彩に関する製品（商品）を積極的に販売する活動を企業等との連携によって展開し、地域の消費者に強固に支持される商店街を確立する。これにより、商店街活動の意欲を高め、地域ごとの商店街の魅力づくりを推進する。

健康商店街活動の展開	
目的	「健康」をテーマに、板橋区独自の商店街の魅力を創出する。
方法	農家との連携による地産地消※活動等、工場・企業や健康ビジネスとの連携による健康関連商品のアンテナショップ活動、即売イベント等の「健康市」の展開、大学との連携による健康チャレンジショップや健康増進イベントの展開（コミュニティレストラン等）、医療機関との連携による健康増進イベントの展開などを推進する。
実施主体	商店街、産業団体、地域住民、工場・企業、学校、NPO等、区
期間	短～長期

環境商店街活動の展開	
目的	「環境」をテーマに、板橋区独自の商店街の魅力を創出する。
方法	エコ商店やエコ商店街認定運動の推進、企業や環境ビジネスとの連携による環境関連商品のアンテナショップ活動や即売イベント「環境市」等の展開、学校や地域住民との連携による環境チャレンジショップや環境向上活動の展開などを推進する。
実施主体	商店街、産業団体、地域住民、工場・企業、学校、NPO等、区

期 間	短～長期
光・色彩商店街活動の展開	
目 的	「光・色彩」をテーマに、板橋区独自の商店街の魅力を創出する。
方 法	色彩景観賞の設置による光景観商店街の認定、商店街を舞台として、光・色彩関連ビジネスや工場・企業との連携によるアンテナショップ活動や展示イベント等の「光産業市」の展開、地学連携（小・中・高校、大学）や地域住民、企業、企業OB等との連携による様々な光関連イベント（光・色彩展、手作りカメラ展・万華鏡展・プリズム展等）の展開などを推進する。
実施主体	商店街、産業団体、地域住民、工場・企業、学校、NPO等、区
期 間	短～長期

※：地産地消（ちさんちしょう）＝地域生産地域消費（ちいきせいさん・ちいきしょうひ）の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域内で消費すること。

【「健康、環境、光・色彩」市場拡大・情報発信】

～市場対応～

3つのテーマによる産業見本市やコンテストの積極的な展開により、内外の企業や関係機関へ向けて情報を発信し、吸引力を強めることで、健康市場、環境市場、光・色彩市場を醸成し、関連企業の誘引によって各市場の拡大を図る。

関連市場拡大・情報発信	
目 的	健康市場、環境市場、光・色彩市場の醸成・誘引
方 法	3つのテーマによる産業見本市の展開、テーマ別に関連製品・技術・商品コンテストの開催による「健康製品大賞」「環境技術大賞」「光未来大賞」の顕彰やPR等を推進する。
実施主体	工場・企業等、区
期 間	短期

情報発信につながる象徴的なイベントの創設

目的	健康市場、環境市場、光・色彩市場の醸成・誘引
方法	ソーラーカーレース※等、3つのテーマのPRや情報発信につながる象徴的なイベントを実施する。
実施主体	工場・企業等、大学等、区、その他（区外大学、研究機関等）
期間	短期
その他	教育機関との連携を図り、次世代育成を目的としていくことも可能である。

※ソーラーカー：太陽光線のエネルギーを電気に変換して動く自動車。

【「健康、環境、光・色彩」産業共同開発プロジェクトの推進】 ～製品・技術の開発～

3つのテーマの製品・技術に関する異業種交流や産学連携を展開して、関連製品・技術を創出していく必要がある。

既に、区内企業においては、「健康」「環境」「光・色彩」をテーマとして産学等の連携プロジェクトが始動しており、このような共同開発プロジェクトをさらに喚起していく。

健康関連産業共同開発プロジェクトの推進	
目的	健康関連の製品・技術を創出する。
方法	製品・技術に関する異業種交流や産学連携を展開していく。
実施主体	工場・企業、大学等研究機関
期間	短期
その他	現在、KICC プロジェクト（北区・板橋区において、企業、研究機関、人材などの地域資源を有機的に結合させ、地域課題の解決に取り組む事業。現在、健康・医療・福祉産業の分野で新製品の開発などを行っている）を推進している。

環境関連産業共同開発プロジェクトの推進	
目的	環境関連の製品・技術を創出する。
方法	製品・技術に関する異業種交流や産学連携を展開していく。
実施主体	工場・企業、大学等研究機関

期 間	短期
その他	現在、モスブロー緑化工法研究会（区内企業を中心に、複数の企業と大学が協力して、「苔」を利用した軽く、簡単に、管理がしやすい屋上緑化製品を研究開発する研究会。開発された製品は、企業のほか、区内外の学校等の公共施設に使用されている）が産学連携による新しい環境製品の開発を行っている。

光・色彩関連産業共同開発プロジェクトの推進	
目 的	光・色彩関連の製品・技術を創出する。
方 法	製品・技術に関する異業種交流や産学連携を展開していく。
実施主体	工場・企業、大学等研究機関
期 間	短期
その他	現在、カラーマネジメントプロジェクト（区内にある光学・印刷関連企業と大学等との連携を図り、人が肉眼で見たままの色を再現する技術を研究、活用する事業）が検討されている。

このような多様でかつ象徴的なプロジェクトを展開するとともに、積極的な情報発信を内外に向けて行うことにより、板橋区産業のブランドイメージ※の認知を図る。

※ブランドイメージ：ある商品銘柄等に対して社会や消費者が抱いている印象。

（２）産業支援施策の強化

区内産業の環境変化への対応力を高めるためには、産業支援施策の強化が必要である。

産業支援施策の強化として、①「人材育成」、②「知識・技術・市場対応力の高度化」、③「創業の促進」、④「魅力ある産業まちづくりの推進」、⑤「地域循環の促進」、⑥「広域連携」、⑦「ITの強化」をテーマに進めていく。

産業支援施策の強化ロードマップ

項目	事業名	役割分担					実施時期			
		企業・商店街	産業団体	大学等	NPO等	区	その他	短	中	長
人材育成 (いたばし産業元気塾)	経営知識の習得	○	○		○	○		↔		
	商店街経営品質賞勉強会	○	○		○	○		↔		
	板橋区ロボットコンテストの実施	○	○	○		○			↔	
	創業体験		○	○		○	企業OB、金融機関			↔
知識・技術・市場対応力の高度化	研究開発機能の強化	○	○	○		○		↔		
	デザイン機能の強化	○	○	○		○		↔		
	中小企業経営支援グループの設立		○		○	○	企業OB	↔		
	ビジネスライブラリーの設立			○		○		↔		
創業の促進	創業者育成プログラムの開発			○		○				↔
	コミュニティビジネスクラブの創設	○				○		↔		
	ビジネスモデルコンテストの実施	○	○	○		○		↔		
	地域支援ファンドの設立	○	○			○	区民、板橋区中小企業振興公社			↔

魅力ある産業まちづくりの推進	エリアマネジメント手法による商店街活性化事業の展開	○		○		○	町会、自治会等	←→		
	生活と産業が共生するまちづくりの推進	○	○	○		○		↔		
	まちの賑わいづくりの推進	○		○	○	○	区民	←→		
地域循環の促進	地産地消活動の推進	○	○			○		↔		
	環境活動の促進	○	○			○		↔		
	農業体験・ものづくり体験	○	○			○		↔		
広域連携	産学公連携	○	○	○		○		↔		
	企業間連携	○	○			○		↔		
	国内連携	○	○			○		↔		
	海外連携	○	○			○			↔	
ITの強化	企業データベースの整備					○		↔		
	まちかどIT拠点の整備	○				○	○	↔		
	IT技能の向上	○	○	○	○	○	板橋技術専門学校等	↔		
	ユビキタスマちづくりの推進	○	○			○	○		←→	

①人材育成

今後も板橋区の産業は、変化し続ける社会経済環境に柔軟かつ的確に対応し、常に新しい価値を作り出していかねばならない。そのため新たな技術、製品、経営方式を生み出す創造力豊

かな人材を育成する。

対象者のレベル、要求に合わせた体系的な人材育成プログラム（「いたばし産業元気塾」（仮称））を産業界、大学などと協働して開発し、実施する。

現役世代には、技術力、開発力、経営力、市場対応力の強化を図る。

次世代を担う子どもたちには、就業体験、ものづくり体験などを通して、働く楽しさ、ものづくりの楽しさを早い段階から教える。

また、今後多くの団塊の世代が退職し、特に製造業では、技能・技術の継承が困難になることが予想されるため、後継者育成を見据えた人材育成が必要になる。

いたばし産業元気塾（経営知識の習得）	
目的	中小企業や個人商店に必要な財務分析等経営知識を習得し、経営力の向上を図る。
方法	講座・セミナーの開催、アドバイザーの派遣
実施主体	企業・商店街、産業団体、NPO等、区
期間	短期
その他	既存の経営相談員の出張相談・診断・指導も活用する。

いたばし産業元気塾（商店街経営品質賞勉強会）	
目的	より良いサービスの提供と魅力ある商店街活動の実現をめざす。
方法	製造業経営品質賞勉強会と同様 NPO※等に委託し、実施する。
実施主体	企業・商店街、産業団体、NPO等、区
期間	短期
その他	平成 18 年度は既存の経営相談員の出張相談・診断・指導の活用、講座・セミナーの開催で実施する。

いたばし産業元気塾（板橋区ロボットコンテストの実施）	
目的	子どもたちの「ものづくり」への関心を高め、将来の製造業の担い手を育てる。
方法	産学公の連携により実施する。
留意点	本格的なコンテスト実施までに、準備期間や教育委員会との連携が必要である。
実施主体	企業、産業団体、大学等、区
期間	中期
その他	他自治体等との共同開催も検討する。

いたばし産業元気塾（創業体験）	
目的	次世代を担う若者たちにビジネスの楽しさを経験させ、将来の人材を育てる。
方法	当初は大学生を中心に大学、産業団体等と共同で創業体験を実施する。その後順次対象を拡大していく。
実施主体	産業団体、大学等、区、その他（企業OB、金融機関）
期間	中～長期
その他	インターネット上の仮想商店街の利用も考慮する。

※：NPO=〔nonprofit organization〕非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

②知識・技術・市場対応力の高度化

板橋区の産業界は、大企業・親企業の系列構造の下で発展してきた企業が多い。そのため、大企業・親企業の要請の下“如何に良いものを安く作るか”という視点を中心に技術を始めたとした生産体制の高度化を進めてきた。今後は、経済のグローバル化の進展の中で、今までのような系列構造の下で発展することが難しくなる。

これからは、企業規模に関わらず、独自の製品・技術・経営方式によって、自立し、存在感ある企業となることが求められる。

る。

個々の企業で不足しがちな知識、技術、経験を互いに補い、支援していく仕組みを構築し、製品開発・販売力等の高度化を促進する。

研究開発機能の強化	
目的	区内企業の新技術、新製品の研究開発を支援し、技術力、市場対応力を高める。
方法	新技術、新製品の評価ができる専門家と共同で、評価、アドバイスをを行うとともに、融資等必要な支援につなげる。
留意点	技術者、研究者、金融機関等との効果的な連携が必要である。
実施主体	企業・商店街、産業団体、大学等、区
期間	短期
その他	地域支援ファンドの活用も検討する。

デザイン機能の強化	
目的	区内企業の製品デザイン力、商店に必要な各種デザイン力を強化し、市場対応力を高める。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ●産業デザイン講座を開講し、専門知識の習得を促す。 ●「板橋グッドデザイン賞」(仮称)を創設し、顕彰する。
留意点	「板橋グッドデザイン賞」の実施においては、事前の勉強会等によるレベルアップを検討する。
実施主体	企業・商店街、産業団体、大学等、区
期間	短期
その他	産業デザイン講座は 18 年度、板橋グッドデザイン賞は 19 年度創設を目指す。廃校舎等を利用したデザイン制作拠点の設置も検討する。

中小企業経営支援グループの設立	
目的	中小企業に不足しがちなデザイン、マーケティング、法務、財務等を支援し、経営力の高度化を図る。
方法	現役専門家、企業 OB 等を活用し、企業の要請に基づき派遣又は紹介する。

留意点	NPO 等による指導、人材派遣、紹介等多様な方法があるが、企業の要請に合せ柔軟に対応する必要がある。区内企業 OB の発掘による人材確保も併せて行う。
実施主体	産業団体、NPO 等、区、その他（企業 OB）
期間	短期

ビジネスライブラリーの設立	
目的	区内企業、従業者に必要な専門知識の習得及び創業者の支援の場を設け、区内企業の技術・経営力の高度化を図る。
方法	図書館、企業活性化センターなど既存施設や、今後新しく建設を計画する施設での設置を検討する。
留意点	会員制の導入の有無等、運営方法について検討が必要である。
実施主体	大学等、区
期間	短期

③創業の促進

区内に新たな企業を生み出していくことは、板橋区産業を活性化し、新たな価値をもたらす。

板橋区で創業しようとする者に対し、産業界、大学、専門家、金融機関等と連携して、創業者の自主性を尊重した体系的な創業プログラム、支援策を開発、実施する。

また、SOHO※1、コミュニティビジネス※2等事業者の交流の場を設け、互いに切磋琢磨し、知識、技術の向上を図る。

創業者育成プログラムの開発	
目的	創業、第2創業者※3に創業に係る知識、情報を得る機会を提供し、新規事業の開業を促す。
方法	現在実施しているセミナー等関連事業を体系化して充実する。また、大学との連携を図る。
留意点	中期的には廃校舎の活用等による拠点施設の整備を検討する。
実施主体	大学等、区

期 間	短・中期
-----	------

コミュニティビジネスクラブの創設	
目 的	様々な創業者が交流し、知識、情報を交換して、新たな事業の展開、拡大に資する。
方 法	自主的な運営による交流の場を設ける。
実施主体	企業・商店街、区
期 間	短期

ビジネスモデルコンテストの実施	
目 的	コンテストの実施を通じてビジネスモデルを評価し、経営革新や創業を支援する。
方 法	既存のコミュニティビジネスコンテスト、空き店舗活用コンテスト等を通じて実施する。
実施主体	企業・商店街、産業団体、大学等、区
期 間	短期

地域支援ファンドの設立	
目 的	創業を目指す事業者にファンドによる資金を供給し、創業を支援する。
方 法	区民、産業界との協働によるファンドの創設、運用
留意点	資金・供給、配当の還元など研究が必要である。
実施主体	企業・商店街、産業団体、区、その他（区民、板橋区中小企業振興公社）
期 間	中期

※1：SOHO＝Small Office Home Office の略。個人若しくは少数人で、小さな事務所または自宅をオフィスとして情報機器等を活用して営業している人々及びそれに向けて起業化しようとする人々

※2：コミュニティビジネス＝地域においてボランティア的な活動として芽生えてきた事業が、継続性と発展性を持つという形でビジネス化していくこと

※3：第2創業＝既に事業を営んでいる中小企業の経営者、後継者、経営幹部などが、現状からの脱皮を図り（経営革新）、事業の更なる発展

を目指すもの。

④魅力ある産業まちづくりの推進

地域社会を活性化させ、地域の安全・安心を図るためには、住宅だけでなく商店街や工場など産業に係わる機能が存在することが必要である。

商店街を核とするまちづくりには、商店街だけでなく、住宅地などの後背地を含め地区全体を一体とした活性化を図る必要がある。

また、産業のまちであるとともに生活のまちでもある板橋区にとって、企業の良い操業環境、区民の良い生活環境の確保をともにめざしたまちづくりが必要である。

区内はもとより、区外からも人を引付けることができる、観光振興や文化振興によって、まちの賑わいを創出することは、商店街の活性化だけでなく、観光や文化を通じた板橋ブランドの発信につながる。

さらに、区内企業の社員が就業中、安心して子どもを預けられるような環境を整備することは、区内産業の活性化を進めるうえでも重要である。平成 17 年 3 月に策定した「板橋区次世代育成推進行動計画」に基づき、認可・認証保育所や保育室、家庭福祉員、預かり保育など多様な保育施策を産業振興施策と連携して推進する必要がある。

エリアマネジメント※1手法による商店街活性化事業の展開	
目的	地域コミュニティの様々な資源を活かして、新しい商店街の魅力をつくる。
方法	単一商店街ではなく複数の商店街及び町会等を含めた地域全体を NPO、大学等とともに総合的に経営しながら、商店街を活性化する。 <ul style="list-style-type: none">●地域連携型モデル商店街事業の創設●エコ・コミュニティレストランの開設●旧中山道板橋宿景観統一事業 等

留意点	地元主導のまちづくりが中心となる。
実施主体	企業・商店街、大学等、区、その他（町会・自治会等）
期 間	短～長期
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●中板橋商店街で大東文化大学環境創造学部の学生による商店街活性化の拠点「なかいた環創堂」や、ハッピーロード大山商店街で交流都市のアンテナショップ※2「とれたて村」の運営を行っている。 ●区内9商店街が協力して、おみくじを引きながら旧中山道を歩き楽しんでもらう「板橋縁宿」という商店街活性化策が実施されている。

生活と産業が共生するまちづくりの推進	
目 的	操業環境、産業ゾーンの再生のため、手法等を産業界等と検討する。
方 法	工業系用地研究会の設置（平成17年10月、企業、産業団体、大学、区で設置）
留意点	研究会の検討結果に基づき、具体的なまちづくりにつなげる必要がある。
実施主体	企業、産業団体、大学等、区
期 間	短期

まちの賑わいづくりの推進	
目 的	板橋区内外から訪れる人を増やし、地域、商店街の活性化につなげるとともに、板橋区の地域ブランドを発信する。
方 法	産学公、区民等の様々な連携による観光振興や文化振興によるまちの賑わいづくりを推進する。
実施主体	企業・商店街、大学等、NPO等、区、その他（区民）
期 間	短～長期
その他	平成17年4月、板橋地域センター内に「いたばし観光センター」を開設した。

※1：エリアマネジメント＝これまでの開発中心から地域を住民が自主的に維持経営管理するまちづくりの手法

※2：アンテナショップ＝製造・流通業者などが、新製品などを試験的に販売する店。消費者の反応を調査して商品開発に役立てる。

⑤地域循環の促進

いきいきとした板橋区を次世代に継承していくためには、持続可能な社会の構築が必要である。このため、区内にある多様な資源を積極的に活用し、区内産業と地域社会が横断的に連携していく必要がある。

農業と商店街との連携による地産地消活動は、生産者と消費者の交流、食の安全性の確保など、食育基本法の制定を機に一層推進すべきものである。

また、工場、商店、商店街の環境活動への取り組みを促すとともに、区民を対象とした産業への理解を深める施策の実施により、持続可能な産業と地域社会を構築していく。

地産地消活動の推進	
目的	区内農産物を区民・消費者に提供し、地域循環型産業活動を推進する。
方法	商店街の空き店舗等を活用し、区内農作物を販売する。
留意点	区内農産物の生産量の拡大が必要となる。
実施主体	企業・商店街、産業団体、区
期間	短期
その他	現在、ハッピーロード大山商店街で、JA 東京あおばの農作物を交流都市のアンテナショップ「とれたて村」で販売している。

環境活動の促進	
目的	区内企業、商店街の環境活動を促し、持続可能な産業活動を目指す。
方法	工場、商店に板橋エコアクション（IEA）※1への参加等を促す。
実施主体	企業・商店街、産業団体、区
期間	短期

農業体験・ものづくり体験	
目的	各種体験の機会を通して区民の産業に対する理解を深める。
方法	農業体験、ものづくり体験
留意点	職場体験、インターンシップ※2との連携も考慮する。
実施主体	企業・商店街、産業団体、区
期間	短期
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●現在、「板橋ふれあい農園会」として区内農家の方が、区内でとれた野菜やくだものの学校給食用への提供、直売スタンドでの販売を行っている。 ●観光と連携した事業を検討する。

※1：「板橋エコアクション（IEA）」＝区内事業者や区民が無理なく環境保全活動（エコアクション）を実行するための仕組みで、家庭で取り組む家庭版、事業所で取り組む事業所版がある。具体的にはステップⅠ（基礎レベル）、ステップⅡ（応用レベル）があり、区長が登録、認定する。

※2：インターンシップ＝会社などでの実習訓練期間。体験就業。

⑥広域連携（産学公連携、企業間連携、地域連携）

これからの日本の製造業は、海外では製造できない高度な技術力、開発力を必要とする高品質、高性能な製品の開発や製造を中心とした方向に向かうと予想される。

板橋区製造業の高度化を図るには、最先端の技術や知識の拠点である大学、研究機関との連携を積極的に進める必要がある。

また、国内及び海外の都市との連携を促進し、新たな可能性を追求する。

産学公連携	
目的	区内・区外の大学、研究機関等と区内企業が連携し、新製品・新技術開発、知識の習得を促進する。
方法	産学公連携窓口の開設
留意点	工学系の教育機関との連携も推進する。

実施主体	企業・商店街、産業団体、大学等、区
期 間	短期
その他	交通の利便性が高い地域において、産学公連携を含めた様々な交流や、産業人の育成を行う産業振興拠点の整備についても検討する。

企業間連携：（区内産業をリードするグループの結成）	
目 的	区内産業の活性化には、先導的企業の存在が不可欠である。自社ブランドを持つ企業又は持とうとする区内企業同士の連携を図り、先導者を育成し競争力を高める。
方 法	現行の企業情報交換会等を活用する。企業、産業団体が中心となって実施する。
留意点	参加企業の選定方法等の検討が必要である。
実施主体	企業・商店街、産業団体、区
期 間	短期

国内連携	
目 的	板橋区企業との関連のある自治体及びその他地域の産業界、行政との連携を促進し、販路拡大、板橋ブランドの発信を図る。
方 法	区内企業と関連のある自治体との交流・提携、区外で実施される展示会への出展
留意点	効果的な展示会出展のあり方等を検討する。
実施主体	企業・商店街、産業団体、区
期 間	短期

海外連携	
目 的	区内企業と結びつきの強い海外市場との連携を図り、取引を促進する。
方 法	国際貿易窓口の開設、産業に関する都市交流の推進
留意点	区内企業の海外企業との受発注の促進に役立つ施策を検討する。
実施主体	企業・商店街、産業団体、区
期 間	中期

⑦ITの強化

ITは現在、すべての区民生活、産業活動の基盤となっている。特に、産業においては、事業の効率化を図るうえでもIT装備の充実は欠かせないものであるが、すべての区内企業で、IT技術の活用が十分とは言えない。

グローバル化や情報社会の進展に対応できるよう、企業等のIT化を支援する。

企業データベースの整備	
目的	中小企業の設備、技術等のデータベースを作成し、区内外からの受発注拡大を図る。
方法	現行の製造業データベースを再構築する。
留意点	受発注拡大に役立つ内容、運用を検討する必要がある。
実施主体	区
期間	短期

まちかどIT拠点の整備	
目的	ビジネスにおけるIT格差を解消するとともに、個人、中小企業、商店等に対してITの有効活用を支援し、IT化を促進する。
方法	商店街の空き店舗等を活用し、コミュニティビジネス事業者や企業OB等のボランティアが地域のサポート活動を行う。
実施主体	企業・商店街、NPO等、区
期間	短期

IT技能の向上	
目的	区内産業のIT技術の充実を図ることにより、技術、市場対応力の高度化を図る。
方法	CAD, CAM※1など基本操作の習得など実践的な講習会を実施する。
留意点	産業デザイン講座との連携を図る。

実施主体	企業・商店街、産業団体、大学等、NPO 等、区、その他（板橋技術専門校、産業技術研究所等）
期間	短期

ユビキタス※2まちづくりの推進	
目的	IC タグ※3 と携帯電話等先進の技術、製品を活用し、交差点、踏み切りの位置情報や街で役立つ情報を提供し、障がい者に対してはやさしいまちづくりを、健常者に対しては便利なまちづくりを推進するとともに、新たな製品開発、市場の醸成につなげる。
方法	産学公の連携によるユビキタスに関する技術、製品の開発等を促す。
実施主体	企業・商店街、大学等、区
期間	短～長期
その他	17 年度、ユビキタス技術を利用して、大山地区をモデルケースとした、自律移動支援事業を実施する。

※1：CAD, CAM=コンピュータ援用設計製造システム

※2：ユビキタス=生活や社会の至る所にコンピュータが存在し、コンピュータ同士が自律的に連携して動作することにより、人間の生活を強力にバックアップする情報環境。

※3：IC タグ=IC タグとは、大きさが 1 ミリ角以下というごま粒大の IC（集積回路）チップに ID を記録し、無線電波で読み出しを行う小さなタグ（荷札）である。

5 達成目標

この産業振興構想に盛り込まれた施策を着実に実施することにより、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間に達成をめざす目標を、以下のように設定する。

- (1) 工業：23 区中製造業事業所数が上位 10 区（板橋区と同じ工業集積地域）の中で労働生産性が第 1 位であること

※ 従業者 4 人以上 100 人未満の事業所を対象

労働生産性は、板橋区産業の質の高さを測ることができる指標であり、「人材育成」、「知識・技術・市場対応力の高度化」等の実施により達成が期待される。

板橋区の工業は、従業者 100 人以上の製造業事業所数は 24 社で、区全体 2,534 社の 1% に過ぎないが、製造品出荷額は 36,535,633 万円で区全体の 54% に当たる（平成 15 年工業統計）。従業者 100 人以上の企業については、生産計画の変更、工場移転などが外部の本社の意向などに左右されることが大きく、この規模の企業の値を指標に加えることは、外部要因に大きく左右されることになると考えられる。

また、区の中小企業施策は、規模の小さな事業所を対象にしていることなどから、当該規模の数値で測ることが適当である。

(現在の順位)

事業所数順位	地区名	事業所数	従業者人数 A	付加価値額 B (万)	B/A (万)	労働生産性順位
1	大田区	2,484	28,613	24,576,327	859	2
2	墨田区	1,604	15,128	11,246,676	743	6
3	葛飾区	1,571	15,522	11,273,931	726	9
4	江戸川区	1,541	15,684	11,658,392	743	7
5	足立区	1,510	16,256	11,323,875	697	10
6	板橋区	1,376	18,393	15,419,807	838	3
7	江東区	1,175	13,103	12,989,668	991	1
8	荒川区	1,080	10,512	7,648,276	728	8
9	台東区	1,014	8,860	6,939,042	783	5
10	品川区	872	9,495	7,562,346	796	4

(平成 15 年工業統計)

・ 労働生産性 = 付加価値 / 従業者数

(= 固定資産 / 従業者数 × 売上高 / 固定資産 × 付加価値 / 売上高)

〈労働装備率〉 〈固定資産回転率〉 〈売上高付加価値率〉

※付加価値 = 生産額 - 国内消費税 - 原材料使用額等 - 外注費 - 減価償却額

※ 墨田区、江戸川区の労働生産性は小数点以下の数値で順位を判断した

(2) 商店街：近隣商店街に対する区民の満足度

…50%を超えること

商店街は地域社会の核であることが望ましく、指数として区民が感じる近隣商店街の満足度が有効である。構想の中にある「人材育成」、「魅力ある産業まちづくりの推進」などの実施により、達成が期待される。

板橋区政策経営部が2年に1度実施する(※)「板橋区区民意識意向調査」で、「生活の満足度」中、「魅力ある商店街」項の「満足」と「まあ満足」をあわせたもので測定することが適当である。

平成 14 年度	平成 15 年度
38.8%	34.1%

板橋区区民意識意向調査（板橋区政策経営部）

※ 平成 15 年度は板橋区基本構想策定のため、臨時に実施した

(3) 創業：新規事業所開業数

…5,000 社（5 年間の累計）に達すること

新規事業所開業数は、板橋区産業の勢いを示す。「新産業育成プロジェクト」の対象分野を支援することにより、達成が期待される。

10 年間の実績数値の平均 782 社を上回り、年間 1,000 社 5 年間累計 5,000 社の創業をめざす。

板橋区の新規事業所開業数

期 間	1994.5 ～96.9	1996.10 ～99.6	1999.7 ～01.9	2001.10 ～04.6
開業数	1,492	2,730	1,301	2,298

事業所統計（公務を除く）

<説明>

- 「製造業」とは、原材料を加工組立することによって製品を生産、提供する産業である。
- 「事業所」とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。
 - ・ 経済活動が単一の経営主体の下で一定の場所（一区画）を占めて行われていること
 - ・ 物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること

6 板橋区産業振興構想の実現に向けて

（１）実施計画

この構想は、役割分担を明確にするとともに事業の優先順位を考慮して、板橋区長期基本計画の実施計画に位置づけ、確実な実施を図る。

（２）各主体の役割分担と連携による構想推進

この構想の実現にあたっては、区民、NPO、産業界、大学、区等が役割を明確に認識し、主体的に活動することが求められる。また、各主体間の密接な連携と協働は、本構想の実現に向けて重要な要素となる。

（３）柔軟な推進体制の構築

産業振興の施策には、柔軟な企画立案、速やかな実施が不可欠であり、行政が直接実施するより財団等が行なう方がより効果的な場合がある。

本構想を実現していくためには、柔軟な推進体制の構築を検討する必要がある。

（４）効果的な PR の実施

本構想は、区民及び関係機関に十分周知するとともに、途中経過や成果について、インターネットや区内の産業支援施設などを通じて、区民に PR していく必要がある。

このことにより区の説明責任を果たすとともに、企業の関心を呼び起こし、新たな事業展開に繋がる可能性もある。

（５）産業支援施設の再検討と体系化

今後区の産業活性化施策を効果的に実施していくためには、本構想で提案した施設のほか、板橋区に不足している機能を充実するため、区の産業支援施設全体の配置を再検討する必要がある。その場合は、現在ある産業支援施設の機能の見直しや修正、再配置も同時に進める必要がある。

（６）産業振興構想の充実・強化

①産業活性化戦略会議（仮称）の設置

構想に対する進捗状況の点検・評価、提案等を行うため、有識者からなる「板橋区産業活性化戦略会議」（仮称）を設置する必要がある。

②新産業育成プロジェクト・産業支援施策の充実・強化

本構想で提案している新産業育成プロジェクト・産業支援施策の強化の各事業は、時代の変化に柔軟に対応して実施していく必要がある。このため、各事業の改善修正、新規事業の追加など充実、強化を適宜行う必要がある。

付 録

1 諮問文

17板産活第50号

板橋区産業振興構想策定委員会

東京都板橋区産業活性化基本条例第4条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

平成17年5月19日
板橋区長 石塚輝雄

記

<諮問事項>

板橋区における産業の活性化と将来像について

2 検討経過

会議名称	開催日	検討内容等
第1回 策定委員会	平成17年 5月19日	<ul style="list-style-type: none">・委員委嘱・委員長及び副委員長選出・諮問・区内産業の概況について・今後の委員会運営について・検討会委員の任命

第1回 策定検討会	平成17年 6月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・座長及び副座長選出 ・諮問内容説明 ・第1回策定委員会要旨説明 ・区内産業の概況について ・今後の検討会運営について
第2回 策定検討会	平成17年 7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区産業振興構想骨子の検討 ・戦略プロジェクト「健康・環境・光」について ・産業プラットフォームの整備について
第2回 策定委員会	平成17年 8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回策定検討会の報告 ・板橋区産業振興構想骨子の検討 ・戦略プロジェクト「健康・環境・光」について ・産業プラットフォームの整備について
第3回 策定検討会	平成17年 8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回策定委員会の報告 ・板橋区産業振興構想素案の検討 ・成果指標について ・パブリックコメントの募集について
第3回 策定委員会	平成17年 9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回策定検討会の報告 ・板橋区産業振興構想素案の検討 ・成果指標について ・パブリックコメントの募集について
第4回 策定検討会	平成17年 10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回策定委員会の報告 ・板橋区産業振興構想案の検討 ・将来像について ・パブリックコメントの見解について
第4回 策定委員会	平成17年 11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回策定検討会の報告 ・板橋区産業振興構想案の検討 ・将来像について ・パブリックコメントの見解について
第5回 策定委員会	平成17年 12月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区産業振興構想の確認 ・答申

3 委員名簿

◆板橋区産業振興構想策定委員会

	氏 名	役職等
委 員 長	石島辰太郎	首都大学東京システムデザイン学部長
委員長代理	和田 守	大東文化大学学長
委 員	工藤 民雄	板橋産業連合会会長
委 員	原田 曠暉	板橋区商店街連合会会長
委 員	齋藤 裕	東京商工会議所板橋支部会長
委 員	石上 善應	淑徳短期大学学長
委 員	片岡 輝	東京家政大学学長
委 員	橋本 久義	政策研究大学院大学教授
委 員	西郷真理子	㈱まちづくりカンパニー・シープネット トワーク代表取締役
委 員	八木田鶴子	公募委員
委 員	村上 奉文	公募委員
委 員	小島 基之	板橋区助役

◆板橋区産業振興構想策定検討会

	氏 名	役 職
座 長	中村 年春	地域デザインフォーラム共同研究員・ 大東文化大学経済学部教授
座長代理	伊藤 清武	KICC プロジェクト推進委員会副会長
委 員	成毛 義光	板橋産業連合会副会長
委 員	榎田 時男	板橋区商店街連合会副会長
委 員	吉村 健正	東京商工会議所板橋支部工業分科会長
委 員	西塔 幸由	板橋区コミュニティビジネスワーキング ショップメンバー
委 員	田崎百合繪	板橋区長期基本計画審議会公募委員
委 員	田中喜一郎	JA 東京あおば板橋地区青壮年部長
委 員	木元 幸一	東京家政大学家政学部教授

委員	谷 隆徳	日本経済新聞社編集委員
委員	土井 幸平	地域デザインフォーラム共同研究員・ 大東文化大学環境創造学部教授
委員	上遠野武司	地域デザインフォーラム共同研究員・ 大東文化大学経済学部助教授
委員	今福 悠	板橋区産業経済部長

4 板橋区産業振興構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 板橋区産業活性化基本条例（平成17年条例第9号）第4条の規定に基づく板橋区産業振興構想を策定するため、板橋区産業振興構想策定委員会（以下「委員会」という）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について区長から諮問を受け、調査、審議し、区長に答申を提出するものとする。

(1) 板橋区産業活性化基本条例第4条の規定に基づく板橋区産業振興構想策定に関すること。

(2) その他産業振興に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員の互選とし、委員会を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱若しくは任命する委員をもって構成する。

(1) 学識経験者 3名以内

(2) 地元大学代表 3名以内

(3) 産業関連団体代表 3名以内

(4) 区民公募委員 2名以内

(5) 板橋区職員 1名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる板橋区産業振興構想策定の日までとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(板橋区産業振興構想策定検討会)

第6条 委員会は、第2条の規定に基づき、板橋区産業振興構想策定に関する事等について調査・研究させるために板橋区産業振興構想策定検討会（以下「検討会」という）を設置する。

2 検討会は、委員会が任命する委員 15名以内をもって構成する。

(庶務)

第7条 委員会及び検討会の庶務は、産業経済部産業活性化推進室が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

資料編 2 板橋区産業活性化基本条例

平成 17 年 3 月 14 日
東京都板橋区条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、板橋区における産業の活性化に関する基本的事項を定め、区内産業の持続的な発展を促進することにより、区民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 区内で産業活動を営む個人及び法人をいう。
- (2) ものづくり産業 製造業及びこれに準じる業種をいう。
- (3) 地域資源 企業、研究機関、人材、自然、文化、歴史等区内にある産業活動に活用可能な資源をいう。
- (4) 経営革新 新製品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、経営の向上を図ることをいう。

(基本方針)

第 3 条 産業活性化の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 事業者自らの創意工夫及び自律的な発展を促進すること。
- (2) 生活及び産業が調和したまちづくりを推進すること。
- (3) 地域資源を積極的に活用して新たな価値を創造すること。
- (4) 事業者を中心に、区民及び区が一体となって産業の活性化に努めること。

(板橋区産業振興構想の策定)

第 4 条 区は、前条の基本方針に基づき、将来における区内産業のあるべき姿を想定した板橋区産業振興構想を策定する。

(区の責務)

第 5 条 区は、基本方針及び前条の構想に基づき、区内産業振興のための施策を実施するものとする。

2 区は、前項の施策の実施に当たっては、国、東京都その他の

地方公共団体との連携並びに産業界、教育機関及び区民との協働に努めるものとする。

(区の産業振興施策)

第6条 区は、前条第1項の規定に基づき、区内産業の持続的な発展を図るため、次に掲げる施策を推進する。

- (1) 創業及び新産業創出を促進する環境を整備すること。
- (2) ものづくり産業における、技能及び技術の向上、継承等ものづくりを継続できる基盤を整備すること。
- (3) 区民の交流の場として、地域コミュニティの中心的な役割を商店街が担うことができるまちづくりを進め、商店街の振興を図ること。
- (4) 観光資源を発掘し、地域における観光に関する情報を広く一般に提供する等観光に関する産業を活性化させること。
- (5) 都市における農業及び農地の持つ多面的な機能を考慮し、都市にふさわしい農業の振興を図ること。
- (6) 中小企業の経営基盤の強化及び経営革新の促進を図ること。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、区民の良好な生活環境の維持に配慮し、事業の発展及び経営革新に努めるものとする。

- 2 事業者は、区、産業団体その他関係団体による区内産業振興のための施策に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。
- 3 商店街において小売店等を営む事業者は、商店街の振興を図るため、商店会への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。
- 4 商店街において小売店等を営む事業者は、商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担等をする事により、当該事業に協力するよう努めるものとする。

(区民の理解と協力)

第8条 区民は、産業の発展が、生活の向上及び地域の活性化に寄与することについて理解を深め、区民生活と区内産業との調

和の実現に向け、区内産業の発展に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2005年度 第2分科会研究活動記録

1 本年度の課題

- (1) 共同研究の推進
第3期前半の成果にもとづく共同研究活動の継続と推進
視察調査の実施
- (2) 板橋区産業振興ビジョン策定への協力
板橋区検討会への参加
- (3) 公開講座の実施
「地域経済の活性化—地域ネットワークのデザイン」
第25回経済シンポジウムとの共催
(主催：大東文化大学経済研究所
後援：大東文化大学経済学会、板橋区)
- (4) 研究成果の取り纏め
研究成果物の報告（ブックレットの作成）

2 活動記録

- | | |
|----------|--------------------|
| 5月12日 | 第1回分科会 |
| 6月9日 | 第2回分科会 |
| 6月23日 | 検討会 |
| 7月14日 | 第3回分科会 |
| 7月26日 | 検討会 |
| 8月29日 | 検討会 |
| (9月3・4日 | 全体会合宿) |
| 9月 | 視察調査（燕市、長岡市） |
| 9月19－21日 | 視察調査（尼崎市、東大阪市） |
| 10月6日 | 第4回分科会 |
| 10月27日 | 公開講座 経済シンポジウムと共催 |
| 10月31日 | 検討会 |
| 11月10日 | 第5回分科会 |
| 12月1日 | 第6回分科会 |
| (12月16日 | 地域デザインフォーラム) |
| 1月19－21日 | 視察調査（東大阪市、八尾市、京都市） |
| 1月26日 | 第7回分科会 |

執筆者一覧

(大東文化大学)

中村 年春・経済学部社会経済学科教授	序 文
	第6章
土井 幸平・環境創造学部環境創造学科教授	第3章
上遠野武司・経済学部現代経済学科助教授	第7章
	あとがき

(板橋区)

相田 治昭・産業経済部産業振興課商工振興係長	第4章
富澤 賢一・産業経済部産業活性化推進室 産業活性化推進担当係長	第2章
小池喜美子・福祉部管理課地域保険福祉計画担当係長	第5章
横田 昇・産業経済部産業活性化推進室産業活性化推進主査	第1章

地域デザインフォーラム・ブックレット No. 14

地域の産業振興—ビジョン策定を受けて—

発行者／大東文化大学 国際比較政治研究所
地域連携研究班

〒175-8571 東京都板橋区高島平1-9-1

電話 03-5399-7341 F A X 03-5399-7379

発行 2006年3月31日

印刷・製本／株式会社 フジヤマ印刷